

自己評価にあたっての留意事項

平成25年 9月 1日版（平成25年 4月 1日施行）

【注意事項】 H25.04.01
 今回の主な改定・加筆箇所を「赤文字」で表記しています。
 【注意事項】 H25.09.01
 今回の主な改定・加筆箇所を「緑文字」で表記しています。

1 全般的な留意事項

技術評価点自己評価表（以下「自己評価表」という。）（別記様式第1号）の**作成・提出にあたっては、入札公告で掲げる総合評価方式個別説明書**（以下「個別説明書」という。）の**内容を十分確認の上、あらかじめ新潟市建設工事総合評価方式試行要領で定める技術資料（別記様式第2号～第8号）を作成し、漏りがないよう注意してください。**

また、自己評価表（別記様式第1号）及び簡易な施工計画（別記様式第9号）は、電子申請システム（電子入札システムと併用することにご注意ください。）により提出する必要があります。その際、平成25年3月29日付けでお知らせした「新潟市建設工事総合評価方式における提出資料の作成と提出についてのお願い」と平成25年4月30日付けでお知らせした「新潟市建設工事総合評価方式における提出資料の作成と提出についてのお願い」の訂正、および電子申請で作成する際の様式について、を今一度、ご確認ください。

【特定共同企業体（以下「企業体」という。）で入札に参加する場合の注意事項】
 ① 企業体の出資比率にかかわらず企業体の構成員全員を技術評価します。
 （ただし、配置予定技術者の能力を評価する「国家資格」、「同種工事の工事実績」、並びに企業体の地域・社会貢献度を評価する「市内企業の活用」の評価項目には、該当しないものがあります。）
 ② 上記の技術評価に該当するものについては、各評価項目ごとに構成員全員の評価点を算出し、その平均点（少数点以下第3位四捨五入2位止）を求めて行ないます。
 ③ 構成員の自己評価にあたっての留意事項についても、この「自己評価にあたっての留意事項」に記載する内容と同様です。
 ④ 企業体で電子申請システムにより自己評価表等を提出する際は、平成25年7月26日付けでお知らせした「総合評価方式において共同企業体で申請する場合の注意事項について（連絡）」を再度、ご確認ください。

【落札候補者となった場合】
 落札候補者決定の公表と共に、契約担当課から当該落札候補者にその旨の通知、併せて、技術資料（別記様式第2号～第8号）及びその内容を証明する資料の提出要請の連絡がされます。
 当該落札候補者は、落札候補者決定の公表後、その翌日までに上記の提出資料を契約担当課に持参のうえ提出していただきます。事前に準備しておいてください。

【当該入札が無効となり失格となる場合】
 下記の場合は、当該入札が無効となり失格となります。十分ご注意ください。
 ① 「自己評価表」において配置予定技術者の氏名が未記入の場合（複数の総合評価入札案件に同一の配置予定技術者を記載して参加し、先行する入札案件を落札した場合（落札候補者決定の公表をした日を基準日とする）、当該落札案件より後の案件において、配置予定技術者の氏名記入箇所が未記入の状態と同様に見做されることとなり、無効となる場合を含む。）なお、平成25年7月19日付けで公表した「総合評価方式案件における主任技術者の専任要件の緩和措置の取扱いについて」に基づく質疑回答により、予め緩和措置の要件を満たすとして登録を受けた入札参加者については、この限りではありません。
 ② 簡易型における「簡易な施工計画書」が白紙である場合など不適切な場合
 ③ 提出期限内（契約担当課から落札候補者となった旨が通知された日（落札候補者決定の公表日）の翌日、ただし、翌日が休日の場合は、次の開庁日）に技術資料及びその内容を証明する資料の提出がない場合

【提出した「自己評価表」に修正の必要がある場合の方法】
 一度提出した「自己評価表」に修正の必要がある場合、提出期限内であれば何度でも再提出可能ですが、一番最後に提出された「自己評価表」をもって技術評価します。

【審査に関して】
 ① 落札候補者が提出する技術資料（別記様式第2号～第8号）等で施工実績の規模等が判断できない場合や書類等に不備がある場合、もしくは疑義が生じた場合などにおいては、下表右欄の「落札候補者となった場合」に記載した提出書類等以外に技術資料の内容を証明する書類の提出を求める場合があります。
 ② 上記技術資料の内容を証明する書類の追加提出を求められた場合、落札候補者は、速やかな対応を取らなければなりません。
 ③ 上記技術資料の内容を証明する書類を追加提出がない場合、もしくは速やかな提出がされない場合や書類等の記載内容によっては、自己評価による技術評価点を市で修正し総合評価点を算定し直します。
 ④ その結果、総合評価点が変動したことにより落札候補者がなくなる場合がありますのでご注意ください。

【要注意事項】
 技術資料（別記様式第1号～第8号）の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止となる場合がありますので、十分ご注意ください。
 <→>

「公告日」とは、案件ごとの入札公告の公表日のことです。
 「年度」とは、4月1日から翌年の3月31日までのことです。
 過去4ヶ年度・・・平成21年度から平成24年度
 （平成21年4月1日から平成25年3月31日）
 過去10ヶ年度・・・平成15年度から平成24年度
 （平成15年4月1日から平成25年3月31日）

【自己評価表】については、入札案件公告に添付され、その時点でファイル名は、「vousiki1-KA3_04(K).xls」（一例）となっています。また、【簡易な施工計画書】については、入札案件公告に添付される「総合評価方式個別説明書」においても説明する通り、新潟市ホームページ【技術管理課（建設工事総合評価方式）】に掲載する【試行要領】よりダウンロードしてください。（http://www.city.niigata.lg.jp/business/doboku/soukou/index.html）その時点でファイル名は、「vousiki7.xls」となっています。

【様式名】
 自己評価表 ⇒ vousiki1-パターン番号（パターン番号は、案件により変わります。）
 簡易な施工計画書 ⇒ vousiki7
 上記の補充図面等 ⇒ vousiki7hokan（添付の必要があり、入札参加者が添付するもの）

電子申請システムでは、添付ファイルのファイル名は半角英数字のみに限定されます。自己評価表などを添付する際、ファイル名は、入札公告の【案件番号】、【業者番号】、【業者コード】、上記の【様式名】
 ファイル名：入札公告の【案件番号】_入札参加者の【業者番号】_上記の【様式名】
 上記において、「_」は、半角のアンドバーを表しています。

【例示】自己評価表のファイル名：2013100001_0000012345_vousiki1-KA3_04(K).xls
 （加筆） （加筆） （様式名は、絶対に変更しないこと）

【ご注意ください！】当初設定してあるファイル名を変更した場合、入札案件と入札参加者の関係が特定できなくなるため、やむなく失格として取り扱います。
 <END>

前版から変更ありの場合

◆ 問い合わせについて ◆

① 電話でのお問い合わせにつきましては、申し訳ございませんが受け付けておりません。ご了承願います。
 ② お問い合わせの際は、大変お手数をおかけいたしますが、電子メール、もしくはFAX等の記録の残る方法でお問い合わせください。
 ③ お問い合わせの際は、この「自己評価にあたっての留意事項」および「新潟市建設工事総合評価方式に関するFAQ」を熟読の上、お願いいたします。

新潟市 都市政策部 技術管理センター 技術管理課
 〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
 FAX 025-225-3500
 E-Mail gjutsu@city.niigata.lg.jp

評価項目	評価内容	評価基準	配点									配点 ランク
			特別簡易型					簡易型				
			企業育成型 (廃止)	育成型	I型	II型	III型	I型	II型	III型		
工事の施工能力（必須） 企業 の 能力 工事成績 (平均点)	工事成績評定点の平均点： a (少数点以下第3位四捨五入2位止) (現年度を含まず、過去4ヶ年度の評定点（※1：右記に示す【B】工事成績評定の対象期間について）をご覧ください) (対象とする工程及び期間は案件ごとに定める)	8.2点以上	廃 止	5.0	5.0	5.0	6.0	5.0	5.0	6.0	4	
		7.2点以上 8.2点未満		(a-72) × 0.5	(a-72) × 0.5	(a-72) × 0.5	(a-72) × 0.6	(a-72) × 0.5	(a-72) × 0.5	(a-72) × 0.6	3	
		6.5点以上 7.2点未満		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2	
		6.5点未満（マイナス評価とする）		(a-65) × 1.0	(a-65) × 1.0	(a-65) × 1.0	(a-65) × 1.2	(a-65) × 1.0	(a-65) × 1.0	(a-65) × 1.2	1	
		実績なし		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	
上記における【育成型】については、 配置予定技術者の能力を評価する【同種工事の工事実績】および【同種・類似工事の施工実績】の評価項目をご覧ください。												

自己評価にあたっての留意事項	共同企業体に関する事項		落札候補者となった場合	前版から変更あり																																											
	実績の取扱い	構成員の平均値を採用																																													
工事成績（平均点）については、新潟市で採点します。 工事成績評定点は、新潟市が発注した工事のみを評価の対象とします。（水道局、及び市民病院が発注した工事については、評価の対象としません。） 入札公告個別説明書の「技術評価に関する事項」に記載している「工事成績平均点」に記載される対象工（業）種の区分（下記【A】【B】の区分）で評価します。 なお、総合評価に係わる工事成績評定点の問合せには原則として応じません。（落札候補者の公表時の疑義照会を除く。）	出資比率に異ならず対象としません。 <END>	資料の提出は、必要ありません。 <END>	●																																												
【A】 発注する工（業）種と工事成績評定点の工（業）種について	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">発注する工（業）種等</th> <th rowspan="2">工事成績評定点の工（業）種等</th> </tr> <tr> <th>工（業）種</th> <th>種別等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土木一式</td> <td>下水道管更生</td> <td>①土木一式のうち下水道管更生工事のみの成績</td> </tr> <tr> <td>上記以外の工事</td> <td>②土木一式のうち上記以外の成績、とび・土工・コンクリート（交通安全施設及び解体を除く）及び鋼構造物の成績</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">とび・土工・コンクリート</td> <td>交通安全施設</td> <td>交通安全施設の成績</td> </tr> <tr> <td>解体</td> <td>解体の成績</td> </tr> <tr> <td>鋼構造物</td> <td></td> <td>②の成績</td> </tr> <tr> <td>造園</td> <td></td> <td>造園の成績</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td></td> <td>塗装の成績</td> </tr> <tr> <td>建築一式</td> <td></td> <td>建築一式の成績</td> </tr> <tr> <td>管</td> <td></td> <td>管の成績</td> </tr> <tr> <td>電気及び電気通信</td> <td></td> <td>電気及び電気通信の成績</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td></td> <td>防水の成績</td> </tr> <tr> <td>機械器具設置</td> <td></td> <td>機械器具設置の成績</td> </tr> <tr> <td>上記以外のその他の工（業）種</td> <td></td> <td>全ての成績</td> </tr> </tbody> </table>	発注する工（業）種等		工事成績評定点の工（業）種等	工（業）種	種別等	土木一式	下水道管更生	①土木一式のうち下水道管更生工事のみの成績	上記以外の工事	②土木一式のうち上記以外の成績、とび・土工・コンクリート（交通安全施設及び解体を除く）及び鋼構造物の成績	とび・土工・コンクリート	交通安全施設	交通安全施設の成績	解体	解体の成績	鋼構造物		②の成績	造園		造園の成績	塗装		塗装の成績	建築一式		建築一式の成績	管		管の成績	電気及び電気通信		電気及び電気通信の成績	防水		防水の成績	機械器具設置		機械器具設置の成績	上記以外のその他の工（業）種		全ての成績				
発注する工（業）種等		工事成績評定点の工（業）種等																																													
工（業）種	種別等																																														
土木一式	下水道管更生	①土木一式のうち下水道管更生工事のみの成績																																													
	上記以外の工事	②土木一式のうち上記以外の成績、とび・土工・コンクリート（交通安全施設及び解体を除く）及び鋼構造物の成績																																													
とび・土工・コンクリート	交通安全施設	交通安全施設の成績																																													
	解体	解体の成績																																													
鋼構造物		②の成績																																													
造園		造園の成績																																													
塗装		塗装の成績																																													
建築一式		建築一式の成績																																													
管		管の成績																																													
電気及び電気通信		電気及び電気通信の成績																																													
防水		防水の成績																																													
機械器具設置		機械器具設置の成績																																													
上記以外のその他の工（業）種		全ての成績																																													
【B】 工事成績評定の対象期間について（※1）																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>公告月日</th> <th>工事成績評定点対象しゅん工年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日～5月31日</td> <td>公告日の属する年度の4年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の1月31日まで (例：平成24年4月17日公告の案件)</td> </tr> <tr> <td>6月1日～翌年3月31日</td> <td>公告日の属する年度の4年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の3月31日まで (例：平成24年6月19日公告の案件)</td> </tr> </tbody> </table>	公告月日	工事成績評定点対象しゅん工年月日	4月1日～5月31日	公告日の属する年度の4年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の1月31日まで (例：平成24年4月17日公告の案件)	6月1日～翌年3月31日	公告日の属する年度の4年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の3月31日まで (例：平成24年6月19日公告の案件)																																									
公告月日	工事成績評定点対象しゅん工年月日																																														
4月1日～5月31日	公告日の属する年度の4年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の1月31日まで (例：平成24年4月17日公告の案件)																																														
6月1日～翌年3月31日	公告日の属する年度の4年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の3月31日まで (例：平成24年6月19日公告の案件)																																														
<END>																																															

評価項目	評価内容	評価基準	配点									配点 ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体 に関する事項		落札候補者となった場合	前版 から 変更 あり
			特別簡易型					簡易型			実績の取 扱い			構成員の 平均値を 採用			
			企業育成型 (廃止)	育成型	I型	II型	III型	I型	II型	III型							
3 同種工事の工事 実績	同種工事の工事実績 (現年度を含まず、過去4ヶ年度の評定点(※1⇒前ページに掲げる「企業の能力に示す【B】工事実績評定の対象期間について」をご覧ください。)) (対象とする同種工事は案件ごとに具体的に定める)	①主任(監理)技術者として従事した同種工事の工事実績評定点 ②主任(監理)技術者として従事した同種工事の工事実績評定点、又は現場代理人として配置を予定する者で前者と同等以上の資格要件を有している者の同種工事の工事実績評定点	8.2点以上あり	廃止		1.0	2.0	2.0	1.0	2.0	2.0	2	同種工事の工事実績は、新潟市が発注した工事のみを評価の対象とします。 (水道局、及び市民病院が発注した工事については、評価の対象としません。) 【説明】 配置予定技術者(主任(監理)技術者、現場代理人)(以下同じ。)の工事実績は、評価対象工事従事者の工事実績を評価するものであり、入札参加者以外の会社に所属していた時の工事実績も評価の対象となります。(ただし、入札参加申込締切日時時点で雇用期間が3ヶ月未満のものは、配置予定技術者として認められません。) 【配置予定技術者の評価については、次に掲げる2種類があります。】 ①特別簡易型及び簡易型において、主任(監理)技術者として従事した同種工事の工事実績評定点を評価するもの ②特別簡易型I(育成)型において、主任(監理)技術者として従事した同種工事の工事実績評定点、又は現場代理人として配置を予定する者(前者と同等以上の資格要件を有していること)の同種工事の工事実績評定点を評価するもの この評価方法は、配置を予定する主任(監理)技術者が従事した工事の工事実績が評価条件を満たさない場合、評価条件を満たす者を現場代理人として配置することを条件に評価するものです。 【注意事項】 ①配置予定技術者の従事役職が「主任技術者」又は「監理技術者」として従事した場合のみ評価の対象となります。 ②配置予定技術者の「同種工事の工事実績」と「同種・類似工事の施工実績」は、同一工事または異なる工事に関わらず評価の対象となります。 ③配置予定技術者の工事実績は、個人としての実績を評価しますので、入札参加者以外の会社に所属していた時の工事実績も評価の対象となります。 ④契約工期全てに従事していた工事、もしくは技術者が途中交代した場合は、当該工事の契約工期(中止期間がある場合、中止期間を除く)の2/3以上に従事していた工事が評価の対象となります。 ただし、【国土交通省総合政策局建設課長発出 監理技術者制度運用マニュアル】の「二二 監理技術者等の配置の(4) 監理技術者等の途中交代」の項において明記される、橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現場へ工事の現場が移行する契約については、当該工事の契約工期(中止期間がある場合、中止期間を除く)の1/3以上に従事していた工事を評価の対象とします。 ⑤入札に共同企業体として参加する場合、配置予定技術者の評価は、共同企業体代表構成員の会社に所属する技術者に対して行います。 <END>	共同企業体での工事実績評定点は、 出資比率に 関わらず 対象とし ません。 <END>	技術資料の別記様式第3号【企業の技術力及び配置技術者の能力確認資料】に、左記の重要事項を熟慮のうえ記入し、提出してください。 【提出が必要な資料】 配点ランク「2」又は「1」に該当する場合、次の資料を提出してください。 ①「工事実績評定通知書」の写し ②(二財)日本建設情報センターが発行するCORINSの竣工時工事カルテ受領書等で、配置予定技術者が主任技術者又は監理技術者として従事した期間が確認できるもの <END>	● ●	
			7.7点以上あり		0.5	1.0	1.0	0.5	1.0	1.0	1						
			実績なし		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0						
			8.2点以上あり		1.0						2						
3 配置予定技術者の能力 工事の施工能力(必須)	同種・類似工事の施工実績 (現年度(公告日前日まで)及び過去10ヶ年度内の実績) (対象とする実績要件は案件ごとに具体的に定める)	①主任(監理)技術者として従事した施工実績 ②主任(監理)技術者として従事した施工実績、又は現場代理人として配置を予定する者で前者と同等以上の資格要件を有している者の施工実績	国、旧公団、都道府県又は政令指定都市の発注工事の元請施工実績がある。	廃止		1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	2.0	2	共同企業体の出資比率に関わらず、 当該共同企業体の構成員の技術者について、 実績がある と認め ます。 【説明】 配置予定技術者(主任(監理)技術者、現場代理人)(以下同じ。)の施工実績は、評価対象工事従事者の施工実績を評価するものであり、入札参加者以外の会社に所属していた時の施工実績も評価の対象となります。(ただし、入札参加申込締切日時時点で雇用期間が3ヶ月未満のものは、配置予定技術者として認められません。) 【配置予定技術者の評価については、次に掲げる2種類があります。】 ①特別簡易型及び簡易型において、主任(監理)技術者として従事した同種・類似工事の施工実績を評価するもの ②特別簡易型I(育成)型において、主任(監理)技術者として従事した同種・類似工事の施工実績、又は現場代理人として配置を予定する者(前者と同等以上の資格要件を有していること)の同種・類似工事の施工実績を評価するもの この評価方法は、配置を予定する主任(監理)技術者が従事した工事の施工実績が評価条件(工事の内容及び施工規模)を満たさない場合、評価条件を満たす者を現場代理人として配置することを条件に評価するものです。 【注意事項】 ①特別簡易型及び簡易型において評価する配置予定技術者の従事役職は、「主任技術者」又は「監理技術者」として従事した場合のみ、評価の対象となります。 ②配置予定技術者の施工実績は、元請業者としての工事実績のみ、評価の対象となります。 ③配置予定技術者の「同種工事の工事実績」と「同種・類似工事の施工実績」は、同一工事でも異なる工事でも評価の対象となります。 ④契約工期全てに従事していた工事、もしくは技術者が途中交代した工事の場合は、当該工事の契約工期(中止期間がある場合、中止期間を除く)の2/3以上に従事していた工事が評価の対象となります。 ただし、【国土交通省総合政策局建設課長発出 監理技術者制度運用マニュアル】の「二二 監理技術者等の配置の(4) 監理技術者等の途中交代」の項において明記される、橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現場へ工事の現場が移行する契約については、当該工事の契約工期(中止期間がある場合、中止期間を除く)の1/3以上に従事していた工事を評価の対象とします。 ⑤入札に共同企業体として参加する場合、配置予定技術者の評価は、共同企業体代表構成員の会社に所属する技術者に対して行います。 【配点ランクについて】 発注者が下記の場合は、配点ランク「2」に該当します。 ①国(公立病院など管理運営主体が設立元の国の場合を含む) ②都道府県 ③政令指定都市(注1) ④旧道路公園(注2) ⑤独立行政法人(独立行政法人設立以前の公団を含む) ⑥日本水道事業団 発注者が財団法人や土地改良区などの場合は、配点ランク「1」に該当します。 【注1】 政令指定都市のうち、新潟市が発注した工事の実績には、合併前にしゅん工した旧新潟市以外(新潟市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、湯東村、月湯村、中ノ口村、巻町)の工事実績も含まれます。 【注2】 旧道路公園とは、旧道路公園及び現在、高連道路株式会社法に定められている「東日本高連道路株式会社、首都高連道路株式会社、中日本高連道路株式会社、西日本高連道路株式会社、阪神高連道路株式会社及び本州四国連絡高連道路株式会社」のことを言います。 <END>	共同企業体 の 出資 比率 に 関 わ ら ず、 当 該 共 同 企 業 体 の 構 成 員 の 技 術 者 に 関 し て は、 実 績 が あ る と 認 め ま す。 【提出が必要な資料】 内容を確認するものとして、下記に掲げる書類を提出して下さい。 1 公共機関発注の場合は、(1)~(3)のいずれか必要な書類を提出してください。 (1)①(二財)日本建設情報センターが発行するCORINSの竣工時工事カルテ受領書 ②竣工時データの写し (2)発注機関が発した「工事実績証明書」(CORINS登録がない場合などに適用) (写しでも可。ただし当該評価対象入札案件の公告日から過去1年以内に発行されたものに限る。なお、発注機関が発行する「工事実績証明書」は、技術資料提出期間に提出が可能であることを予め確認してください。) (3)契約書の写し (工事名・発注者・工期・契約金額・請負者名等が確認できること) (配置技術者を確認できるもの) ※配置技術者を確認できるものとしては、施工計画書の現場組織表、施工実施書、工程管理書、出勤簿(出勤表)、労働災害保険契約等に関する書面を添付することがあります。(ただし、判断するには複数書面の提出が必要です。) 2 公共機関以外の発注の場合は、(1)(2)の両方を提出してください。 (1)契約書の写し (工事名・発注者・工期・契約金額・請負者名等が確認できること) (配置技術者と工事内容を確認できるもの) ※配置技術者を確認できるものとしては、施工計画書の現場組織表、施工実施書、工程管理書、出勤簿(出勤表)、労働災害保険契約等に関する書面を添付することがあります。(ただし、判断するには複数書面の提出が必要です。) (2)一括下請けがなかったことを証明する書類 ①契約書に一括下請禁止事項がある場合は、契約書の写し。 ②契約書に一括下請禁止事項がない場合は、一括下請けを許可なかったことを証明する発注者の証明書。 なお、CORINSの竣工時工事カルテ受領書以外を提出する場合は、別途、配置予定技術者が技術者として従事した期間が確認できるものを提出してください。 <END>	● ●		
			上記以外の発注工事の元請施工実績がある。		0.5						1						
			実績なし。		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0						
			8.2点以上あり		1.0						2						
3 同種・類似工事の 施工実績	同種・類似工事の施工実績 (現年度(公告日前日まで)及び過去10ヶ年度内の実績) (対象とする実績要件は案件ごとに具体的に定める)	①主任(監理)技術者として従事した施工実績、又は現場代理人として配置を予定する者で前者と同等以上の資格要件を有している者の施工実績	国、旧公団、都道府県又は政令指定都市の発注工事の元請施工実績がある。	廃止		1.0						2	共同企業体 の 出資 比率 に 関 わ ら ず、 当 該 共 同 企 業 体 の 構 成 員 の 技 術 者 に 関 し て は、 実 績 が あ る と 認 め ま す。 【提出が必要な資料】 内容を確認するものとして、下記に掲げる書類を提出して下さい。 1 公共機関発注の場合は、(1)~(3)のいずれか必要な書類を提出してください。 (1)①(二財)日本建設情報センターが発行するCORINSの竣工時工事カルテ受領書 ②竣工時データの写し (2)発注機関が発した「工事実績証明書」(CORINS登録がない場合などに適用) (写しでも可。ただし当該評価対象入札案件の公告日から過去1年以内に発行されたものに限る。なお、発注機関が発行する「工事実績証明書」は、技術資料提出期間に提出が可能であることを予め確認してください。) (3)契約書の写し (工事名・発注者・工期・契約金額・請負者名等が確認できること) (配置技術者を確認できるもの) ※配置技術者を確認できるものとしては、施工計画書の現場組織表、施工実施書、工程管理書、出勤簿(出勤表)、労働災害保険契約等に関する書面を添付することがあります。(ただし、判断するには複数書面の提出が必要です。) 2 公共機関以外の発注の場合は、(1)(2)の両方を提出してください。 (1)契約書の写し (工事名・発注者・工期・契約金額・請負者名等が確認できること) (配置技術者と工事内容を確認できるもの) ※配置技術者を確認できるものとしては、施工計画書の現場組織表、施工実施書、工程管理書、出勤簿(出勤表)、労働災害保険契約等に関する書面を添付することがあります。(ただし、判断するには複数書面の提出が必要です。) (2)一括下請けがなかったことを証明する書類 ①契約書に一括下請禁止事項がある場合は、契約書の写し。 ②契約書に一括下請禁止事項がない場合は、一括下請けを許可なかったことを証明する発注者の証明書。 なお、CORINSの竣工時工事カルテ受領書以外を提出する場合は、別途、配置予定技術者が技術者として従事した期間が確認できるものを提出してください。 <END>	共同企業体 の 出資 比率 に 関 わ ら ず、 当 該 共 同 企 業 体 の 構 成 員 の 技 術 者 に 関 し て は、 実 績 が あ る と 認 め ま す。 【提出が必要な資料】 内容を確認するものとして、下記に掲げる書類を提出して下さい。 1 公共機関発注の場合は、(1)~(3)のいずれか必要な書類を提出してください。 (1)①(二財)日本建設情報センターが発行するCORINSの竣工時工事カルテ受領書 ②竣工時データの写し (2)発注機関が発した「工事実績証明書」(CORINS登録がない場合などに適用) (写しでも可。ただし当該評価対象入札案件の公告日から過去1年以内に発行されたものに限る。なお、発注機関が発行する「工事実績証明書」は、技術資料提出期間に提出が可能であることを予め確認してください。) (3)契約書の写し (工事名・発注者・工期・契約金額・請負者名等が確認できること) (配置技術者を確認できるもの) ※配置技術者を確認できるものとしては、施工計画書の現場組織表、施工実施書、工程管理書、出勤簿(出勤表)、労働災害保険契約等に関する書面を添付することがあります。(ただし、判断するには複数書面の提出が必要です。) 2 公共機関以外の発注の場合は、(1)(2)の両方を提出してください。 (1)契約書の写し (工事名・発注者・工期・契約金額・請負者名等が確認できること) (配置技術者と工事内容を確認できるもの) ※配置技術者を確認できるものとしては、施工計画書の現場組織表、施工実施書、工程管理書、出勤簿(出勤表)、労働災害保険契約等に関する書面を添付することがあります。(ただし、判断するには複数書面の提出が必要です。) (2)一括下請けがなかったことを証明する書類 ①契約書に一括下請禁止事項がある場合は、契約書の写し。 ②契約書に一括下請禁止事項がない場合は、一括下請けを許可なかったことを証明する発注者の証明書。 なお、CORINSの竣工時工事カルテ受領書以外を提出する場合は、別途、配置予定技術者が技術者として従事した期間が確認できるものを提出してください。 <END>	● ●		
			上記以外の発注工事の元請施工実績がある。		0.5						1						
			実績なし。		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0						
			8.2点以上あり		1.0						2						

評価項目	評価内容	評価基準	配点									配点 ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体 に関する事項		落札候補者となった場合	前版 から 変更 あり
			企業育成型 (廃止)	特別簡易型					簡易型					実績の取 扱い	構成員の 平均値を 採用		
				育成型	I型	II型	III型	I型	II型	III型							
市内企業の活用	一次下請を含む市内企業 (入札参加申込締切日現在) の活用状況	自社及び一次下請の施工において、市内本社(本店)の企業が施工する工事費総額が、請負金額の80%以上である。	廃 止	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	4	<p>市内企業の活用は、公告案件に対する受注者の施工体制により評価するものです。 過去の実績等により評価するものではありません。 <END></p> <p>「市内企業の活用」評価は、「元請の請負金額」に対する市内に本社(本店)が所在する企業が施工する工事費総額(元請による自社施工に係る工事金額及び一次下請施工に係る下請金額の総額)の割合区分により、該当する配点ランクにより評価します。 上記において、共同企業体で入札に参加する場合も同様とします。 「割合(%)」=「工事費総額(上記参照)」÷「元請の請負金額」 【参考:元請の本社(本店)が市内の場合】 「自社施工の工事費」=「元請の請負金額」-「1次下請の下請金額の総額」</p> <p>入札参加者の本社(本店)の所在地は、入札参加申込締切日現在における入札参加者名簿に登録されている所在地で判断します。 「市内企業の活用」評価の確認は、竣工時に提出していただく「竣工時下請報告書」を基に行います。</p> <p>【上記に関する補足説明:元請の本社(本店)が市内の場合】 ① 元請が行う自社施工に係る工事金額は、建設業法第2条第1項に規定する建設工事において、同条第5項に規定する発注者から請け負った元請の「請負金額」より同条第4項に規定する下請契約を締結した1次下請施工に係る下請金額の総額を控除したものです。 ② 一次下請施工に係る下請金額の総額は、建設業法第2条第1項に規定する建設工事を同条第4項に規定する下請契約を締結したもののうち、一次下請に該当するものの合計額のことです。 なお、上記において元請人が自ら購入した「資材、製品及び消耗品等」及び元請人が自ら契約した「機材、機器等のレンタル又はリース、施工図作成業務、清掃業務、家屋調査業務、及び建設廃棄物処理業務等」は、元請人による自社施工に係る工事費となります。 また、一次下請人が自ら購入したものと契約したものと取扱いも上記同様に一次下請人による一次下請施工に係る工事費となります。 <END></p> <p>【注意事項】 受注者の責により「市内企業の活用」の自己評価の配点ランクが満足できなかった場合は、「総合評価点算定基準」により工事成績評定点を次のとおり減点しますので注意してください。</p> <p>【減点値の算定方法】 減点値=8点×(α-κ) / α (小数点以下第1位四捨五入整数止) α:落札時の「市内企業の活用」の技術評価点 κ:達成度合いに応じて再計算した「市内企業の活用」の技術評価点 ※8点:新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当 <END></p>	該当しない 評価項目	<p>技術資料の別記様式第4号【地域・社会貢献度等確認資料】に、請負金額に対する市内に本社(本店)が所在する企業が施工する工事費総額との割合により記入してください。</p> <p>【市内企業活用の確認方法】 工事費の割合については、1千万円以上の工事に義務づけられている「竣工時下請報告書」により市内企業の活用状況を確認します。 <END></p>	●		
		上記の工事費総額が、請負金額の70%以上である。		1.5	1.5	1.5	1.5	0.75	0.75	0.75	3						
		上記の工事費総額が、請負金額の60%以上である。		1.0	1.0	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	2						
		上記の工事費総額が、請負金額の50%以上である。		0.75	0.75	0.75	0.75	0.25	0.25	0.25	1						
		上記に該当しない。		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0						
ISO9001の 認証取得	ISO 9001 認証取得 の有無 (公告日現在の認証)	ISO 9001の認証を入札参加者名で受けている。	廃 止	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1	<p>公告日現在において有効なISO9001の認証取得があり、その認証を受けた部署が入札参加者と同一の場合に、評価の対象となります。 <END></p> <p>【注意事項】 有効期限が公告日より前のものや認証を受けた部署と入札参加者が異なる場合は、評価の対象となりません。 【評価の対象とならない認証の例】 ○建設(本社)で入札に参加したが、認証を受けている部署は○建設(△△営業所)のみ という場合。 <END></p>	●				
		上記の認証なし。		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0						
ISO14001の認 証取得 、又は エコアクション21の 認証登録	ISO 14001 認証取得 、又は エコアクション21の認証 登録の有無 (公告日現在の認証)	ISO 14001認証、又はエコアクション21の認証登録を入札参加者名で受けている。	●	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1	<p>公告日現在において有効なISO14001の認証取得、又はエコアクション21の認証登録があり、その認証を受けた部署が入札参加者と同一の場合に、評価の対象となります。 【参考】エコアクション21認証登録については、市の支援制度があります。 http://www.city.niigata.lg.jp/shisei/gvosei/junei/hojyokin/gvoseikeihi/kankyo/kantai/ecoaaction/kijyun05_h23.html をご覧ください。 <END></p> <p>【注意事項】 有効期限が公告日より前のものや認証を受けた部署と入札参加者が異なる場合は、評価の対象となりません。 【評価の対象とならない認証の例】 ○建設(本社)で入札に参加したが、認証を受けている部署は○建設(△△営業所)のみ という場合。 <END></p>	●				
		上記の認証なし。		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0						
優良工事表彰等	指定区分での新潟市優良工 事表彰又は一定以上の工事 成績の有無 (現年度(公告日前日まで) 及び過去4カ年度内での表 彰又は工事成績)	指定区分での優良工事表彰の受賞あり。	廃 止	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	2	<p>入札公告個別説明書の「技術評価に関する事項」の「優良工事表彰等」に記載している要件を満たす 工事が評価の対象となります。 <END></p> <p>【注意事項】 ① 現年度(公告日前日まで)及び過去4カ年度内での新潟市優良工事表彰の受賞がある場合、配点ランクは「2」に該当します。 ② 新潟市優良工事表彰の受賞がなくとも、現年度(公告日前日まで)及び過去4カ年度内にしゅん工した工事において、工事成績評定点が8.2点以上と採点された工事がある場合、配点ランクは「1」に該当します。 <END></p>	●				
		指定区分での8.2点以上の工事成績評定点あり。		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1						
		受賞等なし。		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0						

地域・社会貢献度(選択)

6

評価項目	評価内容	評価基準	配点						配点 ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体 に関する事項		落札候補者となった場合	前版 から 変更 あり		
			企業育成型 (廃止)	育成型	特別簡易型			簡易型			実績の取 扱い	構成員の 平均値を 採用				
					I型	II型	III型	I型							II型	III型
8	新規雇用 (必須/除外)								<p>【例1】 期間を定めた雇用で、新規雇用に該当する例</p> <p>公告日がこの時点での案件については、公告日前日から過去1年間に、最初の雇用があり、且つ、通算して1年以上の雇用契約が確定しているため、評価の対象となります。</p> <p>【例2】 期間を定めた雇用で、新規雇用に該当しない例</p> <p>公告日がこの時点での案件については、公告日前日から過去1年間に、最初の雇用があるものの通算して1年以上の雇用契約が確定していないため、評価の対象にはなりません。</p> <p>公告日がこの時点での案件については、最初の雇用が、公告日前日から過去1年以内にないため(過去1年より前の雇用契約)、評価の対象にはなりません。</p>			8				